

産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道釧路市堀川町3番20号
氏名 丸伊北海興業株式会社
代表取締役 伊藤 道之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

北海道知事

鈴木 直道



許可の年月日 令和7年(2025年)4月10日
許可の有効年月日 令和12年(2030年)4月9日

1. 事業の範囲

破砕・選別(金属くず、がれき類。)。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 金属くず、がれき類の破砕・選別施設
設置場所 ①北海道釧路市星が浦南6丁目4番19
②札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事により発生した
がれき類を処理するために、工事現場及び工事と一体として管理されている
産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置す
る場合に限る。)
設置年月日 平成22年(2010年)3月29日
処理能力 680t/日(8時間) 85t/時間
許可年月日 平成22年(2010年)3月27日
許可番号 釧環生第384-3号

施設の種類 保管場所1
設置場所 北海道釧路市星が浦南6丁目4番17、18、19
種類 金属くず、がれき類
面積 3,360.0m²
種類
・金属くず、がれき類
保管上限 14,553.0m³
高さ 10.5m

3. 許可の条件

- ① 施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破砕施設使用計画(別記様式3)を提出すること。なお、施設の稼働によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。
- ② 当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破砕施設使用終了報告書(別記様式4)を提出すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年(2015年)4月10日 許可の更新
令和2年(2020年)4月10日 許可の更新
令和7年(2025年)4月10日 許可の更新

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有(無)